

令和3年教育委員会第12回臨時会会議録

開会日時 令和3年11月26日 午前 9時00分

閉会日時 同 上 午前 9時05分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子
同職務代理者 上原 有美江
委 員 壺内 明
委 員 望月 京子
委 員 日高 芳一
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・学校教育担当部長	菅谷 幸弘	・教育総務課長	鈴木 雄祐
・学校施設担当課長	森 孝行	・学務課長	山崎 淳
・指導室長	加藤 憲司	・統括指導主事	木村 文彦

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 上原 有美江 委員 壺内 明
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 9 時 0 0 分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和 3 年教育委員会第 12 回臨時会を開会いたします。

次に本日の会議録の署名は私に加え、上原委員と壺内委員にお願いをいたします。

それでは議事に入ります。本日は議案等が 1 件です。

それでは議案第 39 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** それでは議案第 39 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、ご説明をいたします。

別添の条例案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

資料の 2 枚目でございますが、本会議において提出をされる議案となっております。

改定内容につきましては、幼稚園教育職員の給与につきまして、令和 3 年 10 月 20 日に行われました特別区人事委員会の勧告に伴う期末手当の引下げ改定でございます。

資料の 3 枚目をご覧ください。新旧対照表となっております。

期末手当の支給月数の上限を 0.15 月引き下げ、再任用職員については 0.05 月引下げをいたします。引下げ分である 0.15 月分につきましては、令和 3 年度については 3 月支給の期末手当に全て割振りを行い、一般職員・管理職員ともに 0.25 月から 0.10 月といたします。

再任用職員についても 3 月支給の期末手当に全て割振りを行い、一般職員・管理職員ともに 0.1 月から 0.05 月といたします。この改正については公布日に施行をいたします。

裏面をご覧ください。次に令和 4 年度以降についてですけれども、6 月支給の期末手当と 12 月支給の期末手当にそれぞれ 0.075 月分ずつ均等に割振りをし直すこととし、一般職員は 6 月支給分を 1.05 月、12 月支給分を 1.1 月とし、管理職員は 6 月支給分を 0.85 月、12 月支給分を 0.9 月といたします。

再任用職員については 6 月支給の期末手当と 12 月支給の期末手当に 0.025 月分ずつ均等に割振りをし直すこととし、一般職員は 6 月支給分を 0.6 月、12 月支給分を 0.65 月とし、管理職員は 6 月支給分を 0.5 月、12 月支給分を 0.55 月といたします。

この改正につきましては令和 4 年 4 月 1 日施行となります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などはございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 39 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 39 号について、原案のとおり可決いたします。

以上で、本日予定しております議事は全て終了となりますけれども、その他何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、令和 3 年教育委員会第 12 回臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 9 時 0 5 分